

第八十回国会

大蔵委員会

議録第二十四号

昭和五十二年四月二十六日(火曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 小淵 恵三君

理事 小泉純一郎君

理事 保岡 興治君

理事 佐藤 観樹君

理事 坂口 力君

理事 愛知 和男君

理事 大石 千八君

後藤田正晴君

理事 砂田 重民君

理事 原田 勤君

理事 村山 德夫君

理事 池端 清一君

理事 川口 大助君

理事 沢田 広君

理事 村山 喜一君

理事 宮地 正介君

理事 荒木 宏君

理事 刀狩館正也君

理事 出席大臣

出席政府委員

大蔵大臣 坊 秀男君

大蔵政務次官 高島 修君

大蔵省国際金融局長 藤岡眞佐夫君

経済企画庁調整局長

外務省経済協力課長

通商産業省通商政策局経済協力課長

大蔵委員会調査室長

未松 経正君

委員の異動

四月二十五日

辞任

補欠選任

村上 茂利君

永原 稔君

小林 正巳君

大原 一三君

刀狩館正也君

○坊國務大臣 ただいま議題となりました國際開發協会への加盟に伴う措置に関する法律案の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

○坊國務大臣 国際開發協会は、昭和三十五年に設立され、主として貧しい開発途上国に対しきわめて緩和された条件で融資を行い、これら開発途上国の経済的、社会的開発の促進に大きな役割を果たしておられます。わが国は、その原加盟国として当初出資を行ったほか、それ以後四次にわたる増資を続けております。わが国は、その原加盟国として当初出資を行ったほか、それ以後四次にわたる増資の際にも応分の出資を行ってまいりました。

○坊國務大臣 前回の第四次増資は、同協会の昭和四十九年七月以降三年間の融資約束に充てる資金を貯もうものであり、予定どおり本年六月にはその全額が融資約束済みとなる見通しであります。このような背景のもとに、第五次増資について関係国間で累次にわたり検討が行われてまいりました。この検討結果に基づき、本年三月の同協会理事会において、本年七月以降三年間の融資約束に充てる資金を貯もうため、総額約七十六億ドルの出資及びその分担等に関する総務会決議案が採択され、この決議案に対し、わが国は、本年四月賛成投票を行いました。

○坊國務大臣 わが国といたしましては、同協会に対する旺盛な開発資金需要や第五次増資を早急に行うべきであるという強い国際的な要請等を勘案し、同決議案の定めるところに従い、同協会に対し新たに二千三百三十四億六千一百八十万円の出資を行ったと考えております。そのための所要の国内措置として、この法律案により、新たな出資についての規定を設けることとし、この法律案の成立後、出資の分担を引き受けける旨の通告を行いたいと考

えております。

○伊藤茂委員長 ささらに、今回の増資につきましては、少なくとも先進十二ヵ国が出資を行う旨の通告を行い、かつ通告を行った国の出資額の合計が六十億ドル相当額以上となつた日に発効することとされております。仮にその発効が本年七月以降におくれることとなつた場合には、開発途上国の需要にござつて国际開發協会が継続して活動し得るよう、増資が発効する前ににおいても、関係国が同協会からの要請に基づいて出資を行い、これを後日増資が発効した場合には、その出資とみなす措置がとられることも予想されます。

○伊藤茂委員長 このような情勢となつた場合には、わが国としても、この法律案の規定に基づき、必要な措置をとることも考慮しております。

○伊藤茂委員長 以上、この法律案につきまして提案の理由と内容の大要を申し上げました。

○伊藤茂委員長 何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいままでよろしくお願い申し上げます。

○小淵委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○小淵委員長 これより質疑に入ります。

○伊藤茂委員長 大臣、何か御用事があるそうですが、二つだけお聞かせいただきたいと思いま

なウエートを占めているということのあらわれではないかと思います。

いらっしゃるうちに二つだけお伺いさせていた

だきたいのですが、一つは、いろいろ新しい提唱

がなされているようです。プログラム融資という

新しい方式を大いに活用するとか、あるいはソフ

トローンの比率を高めるべきであろうとか、それ

からOPECとの協調融資の問題あるいはまた秋

に、ADFですか、新たな拠出国会議を開こうと

か、大変意欲的なといいますか、新たな提言など

もすいぶん出されているというふうに伺います

が、個々のことは別といたしまして、全体とし

て、そういう状況の中で今後のアジア開銀の活動

あるいはアジアの経済開発発展、どういうところ

を特にポイントにして日本が対応されるのか、ひ

とつお伺いします。

○坊国務大臣 先般マニラへ出張いたしました

親しく域内の大臣あるいは中央銀行の総裁そ

れからまた欧米各国の要人、お目にかかる、い

ろいろと話し合いをするには余りに私の言葉が貧

弱でござりますが、必要なことについては話し合

いをいたしました。日本に対する域内の人たちの

期待と、それから欧米各国の人たちの、とにかく

日本のアジアにおける役割りといったようなもの

について非常に評価をされております。

これから、いま御指摘になりましたようないろ

いろな大事な問題につきましては、やはり日本が

その充実をしていくこと、技術協力といふうな

こと、それから第一次産品とか農業の開発とか、

そういうふうなことに開発と申しますが、その

レベルを上げていく余地がまだ十分あると思いま

すので、そういった方面にできるだけ資金、しか

も低利なものを使いつたことが大事であると

いうことを感じてまいりました。

○伊藤(茂)委員 淀みません、もう一つだけ。ち

ょっと新聞報道で私心配になつて読んだのは、ベ

トナムのASEANとの関係、それからインドシナ三国との関係、アジアにおけるこれからの経済援助の部面でも外交活動でも、いろんな配慮が必要なときがあります。ただ、何か新聞報道によりますと、今度のマニラの総会でベトナムも参加をして、いろんな要望もあつた、発言もあつた。ところが、ベトナムの要望、インドシナ三

国の要望にどうこたえるのかという意味では、新

聞報道によりますと、昨年と大体同じような段階

にとどまっているということではないか。ことしの1月に調査団が派遣されたようですが、さらに

調査を進めてというふうな段階にとどまっている

との報道がなされております。またほかの資料な

どを読みますと、かつてベトナム援助についてい

るんな約束もあったけれども、それが実行されな

いということで、この融資の対象となつている商

品、機材などがシンガポールとか香港などにほこ

りまみれになって積んであるというふうな報道も

なされているわけであります。私は、アジア開銀

の議論のときに川崎委員からも強調されておりま

したが、インドシナ三国、ベトナムと日本とのか

かわり合いといふうのを考えますと、非常に深い

道義的責任を、国民もそだだと思いますが、私も

非常に感ずるわけでありますし、いろんな複雑な

要素はありますけれども、ベトナムを初めインド

シナ三国の復興、開発に対する支援、それらの点

は強力な措置をとるべきではないかといふうに

思いますが、何か報道によると、昨年と同じ

ような段階にとどまつて、非常に慎重であるとい

うふうなことになつております。また大臣のマニ

ラでの記者会見の発言などを見ますと、その点余

り触れられていないといふことなので、私はぜひ

インンドシナ三国、ベトナムについては強力な支

援、協力の措置をとるべきであるといふうに考

れていく、そういうふうな展望をいたしております。

〔山下(元)委員長代理退席 小泉委員長 代理着席〕

○伊藤(茂)委員 きょうは外務省の方からもお越

しいただいておりますので、関連してお伺いした

のですが、これから対アジア外交のベースが

どうなるのかということをきちっと踏まえないと、

アジア開銀の問題にしろ、まただいま提案

のごとくましたIDAの運営などにしろ、いろいろと問題が発生するのではないかと思います。こ

の国会でも当初からいろんな委員会で取り上げら

れてまいつてきておりますが、米軍がベトナムあ

るいはインンドシナから撤退した後の日本のアジア

外交の中心はどうなるのか、それに基づいた経済

協力 援助のあり方はどうなるのかということを

きちんと考えておく必要があるのではないかだらう

かと思います。現実には総理も出席をされるとか

伝えられておりますASEANの動きも非常に活

発になつてゐる、それから、それらの側からイン

ドン三国に対するいろんな構え方もあるといふ

ことも現実のとおりですし、さらには、いま大統領夫妻が参つてゐるフィリピンの問題とか、この

国会でも大きな話題となつてゐる韓国との関連と

か、いろいろな問題があると思います。

私はそれらについて、この数年間に大激動があ

つたわけですから、インドシナ三国への米軍の侵

犯、いろいろな問題があると思います。

私はそれらについて、この数年間に大激動があ

つたわけですから、インドシナ三国への米軍の侵

犯、いろいろな問題があると思います。

くとソ連がやつて來るので、日米両国が三国に接近して、いわば「緩衝地帯」とする方がよいといふことで日米首脳会談では大体意見が一致した」。

何か、先月末の自民党の議員総会が何かでそういう報告をされたという報道がなされているわけですが、私は、インドシナからの米軍撤退後のアジア外交というものについては、国際的にも諸国民からもはつきりと支持が得られるよう明確な原則を立てる、それをやはり国際的にも国内でも明確にすることです。

しかし、それによって経済援助の仕方、国際金融開発諸機関の運営も違つてくるということではないかと思いますが、その辺の方針を伺いたい。

○大鷹説明員 アジアについては、日本とは歴史的にも経済的にも非常に関係の深い地域でございませんし、従来経済協力、技術協力ともにアジアを

非常に重点にしてまいりまして、今後ともアジアを重点地域とするということについては変わりがないと思います。

それから、いま先生がおつしいましたインドシナ三国でござりますけれども、わが国といたしましては、このインドシナ三国地域が平和で安定した地域として発展していくことが東南アジア全体の将来にとって望ましいとの基本的な認識に立つて今後の経済、技術協力を考えてまいりたいと思っております。

しかし、これら諸国との効果的な協力を確保するためには、協力案件に関する情報のアクセスとか相手国政府の援助受け入れ体制の整備等、改善が図られなければならない問題も多く、また、ベトナム及びカンボジアについてはわが国政府借款の債権回収問題もありますし、現在ベトナムについては銳意交渉を進めておりますけれども、今後の資金協力を考へるに当たつては、この問題の円満な解決が前提となるといふうに考えております。

○伊藤(茂)委員 質問の中に要望も含めてやりましたから、次の質問に入りたいと思います。

日本の对外援助、国際協力について全般的な問

最初に、このIDAにも関連をいたしますけれども、日本の対外経済協力あるいは対外援助、それをめぐる条件というものはこの二、三年来非常に大きく変わってきた、また構造的にも変化してきたというふうなことはないかと思います。やはり高度成長時代とは違った諸条件があらわれている。後ほどもお伺いしたいと思いますが、特に発展途上国の累積債務が大変拡大をしている。深刻な南北問題、特に非産油途上国との問題という事態も深刻化をいたしておりますし、また、産油国と非産油国とのギャップ、先進国と中進国内部におけるいろいろな問題というのも非常に複雑になっています。

○藤田政府委員 御指摘のとおり、いま世界経済は幾多の大きな問題、困難を抱えているわけでございます。国際収支だけに限って申し上げまして、一つにはOPEC諸国の膨大な黒字、それにも見合ひ赤字がOPEC以外の諸国に負担されてしまうということがござりますし、いま先生御指摘のように、OPEC以外の国の中におきましても、非産油開発途上国の累積債務の問題、それからさらに先進国の中にも強い国、弱い国というふうに分裂してきておるわけでございます。国際収支以外につきましても、まさに御指摘ございましたように、先進国が、日本を含めまして従来のような高度成長ではなくなつてきている。したがつて、援助をしようにも財政面でも困難ということがあります。

こういうようなむずかしい環境にあるわけでござりますけれども、日本といたしましては世界経済に大いに依存しておるわけでございますから、一方において日本の景気を上げることによって開発途上国からの輸入をふやすというようなじみちな努力も必要でございますが、それに加えまして、経済協力を質の面でも量の面でも今後拡充していく必要があろうかと思います。

累積債務の問題に関連いたしまして、いまにも金融恐慌が来るような話がときどき報道されておるのでございますが、それは若干誇張され過ぎてゐる。やはりこれだけの大きな国際収支のアンバランスがありますと、お金のあるところからないところへ金が流れていくということは大事でございまして、その際、民間の金融機関の果たす役割よりも非常に大きいわけでございます。それが危ない危ないと言つて手を引きますと、それこそ本当に危ないことになつてしまふわけでございまして、その意味で、最近IMFが資金の拡充強化、その役割りの強化というものを考えておりますが、一つにはそういった信用不安をなくすことによって民間金融機関も安心して開発途上国に金を出せるというふうな国際環境をつくっていくことです

○伊藤(茂)委員 藤岡さんの言われましたように、一面では厳しいが、より責任も増大をしています。しかし、さらにはそれに伴つてくる国際的な交流、理解を高める、それらのことについて財政面でも外交面でも、その他の民間活動も含めて、総合的にもと諸外国との協力関係が発揮されるというようなことでないと、いろいろなジャパンから矛盾も拡大てくるというふうなことになつてくるのではないかと思います。

そういう角度から一、二お伺いしておきたいと存りますが、一つは長年にわたつて日本の経済協力のあり方について途上国側からも先進国内部でもいろいろな批判が統じてまいりました。御承知のとおりだと思います。また、その批判を解消する方向に向けての一定の努力もなされてきたというふうなことであらうと思います。一つは政府としての責任、政府開発援助の問題、いわゆるODAの問題、三年、四年前にはそれらについて条件の面でもあるいは額の面でも、DACグループの中で言いますと日本はビルツの方から何番目とどう高めていくのか、この三、四年ぐらいのうちにそもそもしたいというようなことを言つておられるようござりますけれども、それらをどういうふうにお考へになつてゐるか、お伺いしたい。

○藤岡政府委員 日本の経済協力は、御指摘のように量の面でも質の面でも他の先進国に比べまして見劣りがしているというのは事実でございまして、最近でございまして、したがいまして、いわばゼロからスタートしたわけでございますので、伸び率としては非常に高いわけでございます。たゞ

ばD·A·C全体に占める政府援助の割合も、一九六〇年には一・三%でございましたが、最近七五年では八・四%というふうにも拡大をしているわけでございます。ただ、GNPに比較いたしましたと、日本自身のGNPが相当大きい、しかもGNPの伸びがほかの国に比べまして相当高かつたということがございまして、GNPとの対比ではその率が、上げたいのですがございますが、なかなか上がらないということでございます。

今度は予算ベースにおきまして、いま御指摘ございましたようにGNP対比〇・二八%、昨年度の〇・一七%よりも向上さしておるわけでござりますが、D·A·Cで議論のありますのはディスバースされました実績のGNP対比ということでございます。これは遺憾ながら七五年でまだ〇・二四%ということとして、D·A·Cの平均の〇・三六%より劣っております。しかし、私どもいたしましては、なるべく早く少なくともD·A·Cの平均並みには日本のGNP対比の援助を上げていただきたい、量の面ではそう思つておるわけでございまざいます。

また、質の面におきましても確かに見劣りがしておるわけでございますが、それも過去十年間におきましては質の面でもかなり向上してきておるわけでございます。今年度におきましても食糧増産のための援助を無償で行うということで六十億円、予算の御承認をいただいたわけでございますが、こういう努力を通じまして質の面でも経済協力の向上を図つていただきたいと思っておるわけでございます。

○伊藤(茂)委員 ちょっと具体的に、たとえば利率の問題とか返済期間とか据え置き期間とか、先進国内部でも大分おくれているということをも指摘をされてまいってきておるわけでありますが、昨年度の状況とか今年度の執行とかいう中でそういうものはどう改善されてきつあるのか、ちょっとお伺いしたい。

○藤岡政府委員 まず金利について申し上げますと、一九六七年には借款条件、平均をとりまして

四・八%でございました。それが七五年には三・一%ということで、一・七%金利が低下しておるということでございます。それから償還期間につきましては、一九六七年には平均いたしまして六年・六年でございましたが、一九七五年には二十六・七年でございました。それから二十七年延びて六・七年でございますのでその間十・一年延びてきている。それからさらに据え置き期間でございますが、一九六七年は四・七年でございましたのが七五年には八・五年ということで、これもかなり延びてきておるということでございます。

○伊藤(茂)委員 そういうような条件も、国内でも大胆に金利引き下げ政策をとられておるわけでありますから、国際的にも好影響を持つようになつた方がいいのではないかと思ひます。

それと、この援助に関連をして、從来日本はもう第一であります、いわゆる、参考意見各によ

うけ第一ではないかと、いろいろな反発を生むようなことも聞かれます。そういうふうな反発がやはり今後必要ないのではないかという批判も前にはあつたわけありますし、そういうふうな反発が生むようなことはないではない、いろいろな配慮がやはり今後必要である、努力が必要であるというふうなことはないかと思います。さつき大臣にもお伺いしただけでもちょっと心配だったのですが、この援助方式の多様化、これはニーズの方からもそれから出される方からもいろいろな新しい方式も生み出されてくるわけで、うけけれども、アジア開銀の会議その他でもプログラム援助、また開発資機材その他も含めて総合的な援助方式をとろうというふうなことが言われております。これは援助を受けた国が国際人材か何かの形で事業費を借りて執行するという形式にはなつてないわけですが、実際には日本の企業はよその国以上に大変熱心ですから、まずそういう方が、日本の商品と企業と何とかの方方が先へ行つてしまうというような傾向があるのですね、また反発を買うとかいう心配もこういう方式だから出る危険性もあるのではないかというふうに思いますが、その辺のコントロールなどはどうお考えになりますか。

に伴つて物資を調達いたしましたとき国際競争入札でやつておりますので、やはり受け入れの方から見ましても質がよくて値段の安いというものを好むわけでございまして、貸し付けをする側におきましてもそういうふうなシステムは好ましいとおきましてはもういふうなシステムは好ましいといふことでござりますので、もちろん日本の企業といたしましてはできるだけ落札をしてとりたいという気持ちがあることは否定できませんけれども、国際機関におきましては、いま申し上げましたが、公平な方法で、手続でやつておりますので、特に日本が不適当に売り込みをするというふうなことはないのではないかと思つております。

○伊藤茂委員 いずれにしても、いろいろな面でこの数年来、数字で出てくる面では改善努力が進んでいるというふうにもお話しがあったわけですが、量、質、両面含めて日本が国際的にその能力にふさわしい協力援助を高めていく、しかもそれが日本にとってやはり国際社会の中に必要な努力である。油がなくなつた途端に石油諸国に一生懸命友好の努力をあたたと払うとか、話は違いますけれども、いまの二百海里日ソ漁業交渉に至つてみて、前のミグのときにアメリカの兵隊と一緒に分解しなければよかつたかなという世論が出るとか、ということのないようなプログラムを組んでやつていただきくようにぜひお願ひしたいと思います。

それから次に、いま話題となつてゐる発展途上国の累積赤字の解消の問題、それに関連をして IMF事務理事のウイッテフューレン構想、日本にも先日いらつしやつて大蔵省ともいろいろな御相談があつたようですが、明後日からですか始まる、関係者も出発なさるところでしょうけれども、IMFの暫定委員会で大綱が決められるとか報道もなされております。また、報道を見ますと非常に具体的に、その資本規模は百六十億ドル程度になるであろうとか、拠出額は十カ国前後であろうとか、日本の場合にはちょうどその一〇%であろう

とか、数字まで含めた報道もなされているわけです。前向きに取り組もうということは当然のことだと思いますけれども、日銀でもまた大蔵省の方でも米銀のリスクの肩がわりをするのではかなわないとか、いろいろな話もあつたようございますが、もう間もなくこれも詰めなければならぬという話のようでございますから、どういうふうになっているのか、どう対応されているのか、それから日本からした場合にどの程度のどういう内容が望ましいと考えているのかお伺いしたい。

○藤岡政府委員 最近国際収支の大きな赤字及び累積債務に悩んでいる幾つかの国が出てきているわけでございまして、従来の IMF の融資でござりますと、IMF に各國のクオータというのございまして、そのクオータを基準に融資をしておったわけでございますが、とてもそれでは賄い切れないと大口の赤字国が幾つか出てきておるわけでございます。そこで、ウイッテフェーン専務理事は、ニーズにこたえるために、IMF の資金を拡充するとともに、そういう国に対して弾力的な融資をしたいという考え方を持ちまして、先般米産油国及び主要先進国の意向を打診しておたわけでございます。日本にも月初めお見えになつて私どもと意見を交換したのでござります。それと並行いたしまして、新聞等では、アメリカの商業銀行の開発途上国向けの債務が非常にかさんでいて、これ以上続けることはできないといふようなニュースもございまして、その二つがあつても組み合わされまして、ウイッテフェーン構想が米銀の不良貸し付けの肩がわりになるのではないかというふうな懸念もあつたわけでございますが、ウイッテフェーン専務理事と会つて話をしましたところ、そういう心配はないということが判明したわけでございます。

それでこの問題は四月二十八、一十九日ワシントンで開かれます IMF の暫定委員会で議題として取り上げられることにならうかと思います。今までのところどういうふうな貸出方式をとるかということについてまだ詰まつた具体策は出てお明示したわけでございます。

取り外すだけにするのかどうか、その辺のことろもはつきりしておりませんし、それから資金の調達につきましても主要産油国等一部の国が強い関心を示したということとは聞いておりますが、今日のところまだどの国も幾ら出すとコミットした国はないようでございます。したがいまして、今週でござりますか、暫定委員会ではあるいはその大筋について合意ができるかと思ひますが、具体的なところで詰まるというわけにはまいらないのではないかと予測しておりますのでございます。日本といたしましてもこういうふうな構想を持つメリットとというのは十分わかるわけでございまして、その運営方法について健全にやつてもらいたいという希望はございますがりっぱな案ができるならば充分の協力をしたいと考えておる次第でございます。

○伊藤(茂)委員 いろいろな報道もなされておりまして、具体的なことでお伺いしたいような気もしますけれども、近日中に詰めるという過程のことですから遠慮しておきたいと思います。

ただ、これに関連してひとつ伺っておきたいと思ひますのは、今日の特に非産油发展途上国の累積赤字の問題とかいろいろな構造の変化を考えますと、やはり国際的な経済構造の変化によって生まれた問題ですから、こういう新しい融資制度がつくられるというようなことで、そういう構造的な矛盾が効果的に解消されるようなことはなかなかならぬだらうと思ひますし、場合によつては支払い能力を失つたものを乗りかえをしていくみたいになつことになりかねない危険性も含んでいるというふうなことだと思います。ですから、そういう構造的に起つてゐる矛盾をどう解決をしていくべきかという中での当面の応急策というようなことだらうと思いますけれども、何か実現した場合に、そういうレベルにとどまるだらうと思いますが、相当大きな効果を及ぼすあるいは一定の効果を及ぼす、その効果についてはどの程度考えられるものでしょうか。

○藤岡政府委員 いま御指摘の点は大変大事なところじゃないかと思います。国際収支で困つてゐる国に金を貸すだけでは、借金がだんだんふえまして問題の本当の解決にはならないということをございます。ただ先ほども先生御指摘になりましたように、今般の石油危機の及ぼしました国際収支への影響は、当初予想されたよりもその解決に時間がかかるんじゃないかということをございますして、その間をつないでいくためにウイットフェーン構想のような融資体制の拡充が必要ではなかろうかと思うのでございますが、融資さえすれば問題が解決するというわけではなくて、この非常事態を乗り切るためにその融資が役割りを果たす、その間に開発途上国を含め国際収支に困つております国々が経済の再建に本当に努力していくということは一方において必要でございますし、力の強い先進国におきましても健全なる経済の拡大を図つて、貿易を通じてあるいは資本協力を通じてこれらの国に助けを与えていくという努力が必要ではなかろうかと思っております。

○伊藤(茂)委員 これは深刻な問題ですから、先ほど申し上げましたように援助、協力の量、質と

いうだけではなくて、当面は非常に損をするか負担を負うような感じがするときがあつても、やはり中期、長期に見ていい効果をもたらすような姿勢、それに基づいた各般の総合的な努力というものが必要ではないだらうかと、要望したいと思ひます。

それから対外援助の問題に関連をいたしまして、今まで予算委員会その他で議論をされたものを読んでみまして、ちょっとはつきりしないのですが、総理を含めた御答弁の中に、こういふ矛盾をどう解決をするのかということについて、日本の援助、協力をもつと高めなければならぬといふ政府側の答弁も当然ござります。それと同時に、アメリカ、西ドイツ、日本の機関車のスリーベンジン、これがもつと景気をよくするこれが必要だ。たとえば日本の場合には日本の景気をよくして債務國の輸出をふやしていく。日本の

景気をよくすること自体がこれらの矛盾を解決する上で非常に重要なことを非常に強調される面もあるわけです。ある意味では二面性でもあると思ひますし、裏表でもあると思ひます

が、その辺をどうお考えですか。

○藤岡政府委員 開発途上国にとりまして、開発資金の一割ぐらいは海外からの援助に頼つておるわけでございますが、量的に見ますと九割程度は貿易によってかせいだ外貨ということになつておるわけでございます。したがいまして、先進国が開発途上国の開発を援助する場合に、もちろんそ

のODA、政府援助というものは非常に重要でございます。したがつてその量と質を向上させる

ということは大事でございますが、それとともに

先進国の経済を健全に、インフレを招かないよう

にしつつ拡大する、それによりまして開発途上

からの輸入をふやすということがやはり開発途上

国にとりまして大事ではなかろうか。ことに政府

援助といいましても結局は返すものもあるわけでございます。それに比べますと先進国に輸出して

得た外貨というものは返す必要はないわけでござ

ります。それに比べますと先進国に輸出してお

ります。そのうち民間銀行の貸し付けが約七百五十億、さらに七百五十億ドルのうち米銀の貸

し付けが四百五十億ドルというふうに言われてお

ります。さらにこの四百五十億ドルのうち、米当局の発表によりますと約四分の一がブラジル、メ

キシコに行つているという状況のようでございま

す。これに対しまして日本の銀行の对外貸し付け

は、石油危機の後、私ども非常に自肅いたしました

ところです。それから、ちょっとお伺いをしました。

それからもう一つ、銀行の国際化に関連をして

伺いたいのですが、アメリカの市中銀行の状況と

開発途上国との債務の拡大ということが大きな話題

になつてゐるわけですけれども、日本の場合でも

やはり逐次拡大せざるを得ない銀行の国際化路

線、それから対外援助協力の拡大などにも関連を

なさうに考えております。そういう中で日本の場合

には、何かいろいろな資料を読みますと、日本のの

都市銀行でも海外融資の占める額は一四、五%で

あるとか、収益の面でも一二、三%ぐらいであるとか、金額がどの程度推定をされるかとか、いろいろなことも言われているわけです。ある意味では一面性であります。たとえば日本の中でも、経過を見ますと、国際的な平和五原則に基づく協力とか言いあらして、あるいはそういう意味での政策的指導などよりも商社がどんどん出ていく、それから大きな企業がどんどん外国に行って投資をする、そういうものがから途上国あるいは中進国、先進国、大まかに言いまして大体どんなところに現状では中心が置かれているのかとか、あるいは利率、レートの面で、これらはプロジェクトごとにずいぶん違うのでしょうか。大まかにアベレージでいって他の国の場合と比べてどんな運用になつているのか、現状をちょっと簡単に教えてください。

○藤岡政府委員 この種の数字はなかなか正確な統計がないのでございますが、最近米国のバーンズ連銀議長の議会証言とかその他のいろいろな資料

をもとに推定いたしますと、昨年末で非産油開発途上国の債務残高は千八百億ドル程度と推測されております。そのうち民間銀行の貸し付けが約七

百五十億、さらに七百五十億ドルのうち米銀の貸

し付けが四百五十億ドルというふうに言われてお

ります。さらにこの四百五十億ドルのうち、米当局の発表によりますと約四分の一がブラジル、メ

キシコに行つているという状況のようでございま

す。これに対しまして日本の銀行の对外貸し付け

は、石油危機の後、私ども非常に自肅いたしました

ところです。それから、ちょっとお伺いをしました。

それからもう一つ、銀行の国際化に関連をして

伺いたいのですが、何か答弁をいろいろ説んでみま

すとえらくはつきり片一方だけ言う場合などある

ものですから、ちょっとお伺いをしました。

それからもう一つ、銀行の国際化に関連をして

伺いたいのですが、アメリカの市中銀行の状況と

開発途上国との債務の拡大ということが大きな話題

になつてゐるわけですけれども、日本の場合でも

やはり逐次拡大せざるを得ない銀行の国際化路

線、それから対外援助協力の拡大などにも関連を

なさうに考えております。そういう中で日本の場合

には、何かいろいろな資料を読みますと、日本のの

都市銀行でも海外融資の占める額は一四、五%で

あるとかと推測しておるわけでござります。

○伊藤(茂)委員 私は、いままでの問題もそうで

すが、今日の資本主義世界の中では、いい悪いは別

かといふことは、いろいろ困難でまた複雑な問題

があるということになるわけですが、いまの銀行

の国際化という中でも、経過を見ますと、国際的

な平和五原則に基づく協力とか言いあらして、あ

るいはそういう意味での政策的指導などよりも商

社がどんどん出ていく、それから大きな企業がど

んなふうに、いつの間にか世界の中心に立つて、

世界の流れをつくる、それが何よりも重要な

ことになります。たとえば日本の中でも、経過を見ますと、国際的なシソジケートローンに参加すると

いうふうな一つの金融面の国際協力に参加するというタイプもふえてきておりますし、ことにごく最近におきましてはブラジルとかペルーとか、向こうのいわば公的な要望に基づいて日本の銀行団がローンを組成するというふうな例もかなりふえてきております。

さつき残高が石油危機後三年間に少し減つたと申し上げたのでございますが、石油危機の前に日本の国際収支の黒字が非常に大きいときになり積極策を各銀行とりまして、ユーロドラー資金という非常に期間の短い三月、六ヶ月という資金を取り入れては、これを五年、七年という中長期で貸すというのがふえたわけでございまして、その結果、ユーロドラーを含めまして日本の銀行の対外短期外貨債務は三百億ドルくらいになつてしましましたので、私どもはこれをどんどんこのままやすのは健全ではないというふうに思いましたが、昨年秋以来、銀行の対外貸し付けを自由化いたしましたが、その際に、円で対外貸し付けをする場合には、これは自由である。それから外貨でいたします場合には、日本全体としての外貨ポジションを悪化させない範囲で自由にやつていただいいともいう意味の自由化をしたわけでございまして、これから日本経済が国際化されますときに、日本の銀行の対外貸し付けもどんどん伸びてしかるべきだと思いますが、いま申し上げましたような対外ポジションの健全性ということには十分配慮してもらいたいと思っております。

それからもう一つ、よく一部の開発途上国が危ないからどうのという話がございますが、さつきも申し上げましたように、危ないと一人が言い出しましてみんなが手を引くと、それこそ本当に危ないことになりますので、そういう場合にこそIMFの役割りが大きく出てまいります。

たとえば先般の対英借款につきましては、IMFはかなり中身のあります条件をつけておるわけですが、それを見ますと、安心してイギリスに貸せるという国際的な雰囲気が出てまいり

まして、現にボンドも持ち直してきたわけでござりますが、やはりそういう意味でIMF等を中心とした国際協力を乗りつつ日本の銀行の対外活動を今後も発展させていくべきじゃないかと思つております。

○伊藤(茂)委員 いまも言われましたように、こ

ういう経済の国際化が非常に進んでくるという中で、どうしても公的機関というのか、国際機関を通ずる活動のウエートが増してくる。また民間の場合と違つて、そういうものを経れば政策的なアドバイスとかいろいろなことをできるわけですから、そういうもののウエートが増していく方が望ましいというふうにも言われるのではないかと思つておるわけでございまして、第七次増資のと

ましいといふふうにも言われるのではないかと思

います、中心をなすのは、いまちょっと最後にお話のあった世銀あるいはIMFの問題があると思います。

いま第七次増資の議論も始まつておるか進行中

というお話を伺うわけありますけれども、それ

に関連をいたしまして、たとえば主要五カ国の一

MFにおけるところの負担のクオータですね、全

体のペーセンテージも私、見ましたが、たとえば

日本を含めた主要五カ国との間で現状、第六次増資までの分でどのようなクオータになつてあるのか、その五カ国の中でのシェアの問題ですね。と

いうのは、先ほど、それらの問題を決めるベース

になるのはGNPの比率でというふうなお話をございましたが、必ずしもGNPの比率とIMFの負担クオータとも、序列も数字もずいぶん違つて

いるようになります。

それでIMFは、元来は、各國のシェアを決め

ますときに、いわゆるブレトンウッズ・フォーミュラというのがございまして、各国のGNPそれから輸出入、外貨準備等を参考にして決めておる

わけでございますが、やはりそこはかなり政治的

な配慮が入りまして、客観的な数字で出して放し

て、そういうところではなくて、日本の場合は、IMF、世銀に戦後遅く入ったということもございま

るけれども、そういうイメージを焼きつけるようなものを打ち

出していく。そういう意味での日本としての原則ですね。中国とかその他の国が国連の場で、对外

援助が国際的原則はこうであると、ずいぶん声高

らかに言っておりますけれども、そういうふうな

ものを打ち出すということが必要じゃないか。そ

ういう中身があつて、藤岡さんが言われていたよ

うな日本の発言権の増大が望ましいということ

にはぜひシェアを少しでもあるべき姿に近づけ

ていきたいとは思つておりますが、日本が上がり

ますとその自分がほかの国にしわ寄せになります

で、ほかの国はやはり発言権の低下をいやがる

ういうのがございますので、かなりむづかしい

交渉になるのではないかという感じを持っておる

わけでござります。

○伊藤(茂)委員 第七次増資に向けた一般的な姿勢としても、前向きに取り組んでいくということ

だらうと思いますが、いまおっしゃった発言権の問題ですね、これは一般的な投票権の問題もある

問題ですね、これは一般的な投票権の問題もある

問題ですね、それは一般的な投票権の問題もある

問題ですね、それは一般的な投票権の問題もある

問題ですね、それは一般的な投票権の問題もある

問題ですね、それは一般的な投票権の問題もある

問題ですね、それは一般的な投票権の問題もある

問題ですね、それは一般的な投票権の問題もある

○伊藤(茂)委員 済みません、あと短い時間しか

残つておりますから、「IDA自体に関する

ことをお伺いしたいと思いますが、今回の第五

次増資について、三月にウィーンで増資会議が開

かれ、何かそこで相談があつて決まりたとかい

うことを伺つておるわけですが、私はよくわかり

ませんが、今回の第五次増資に運営をして、各國

との御相談の中でどういう意見が特徴的に交わさ

れれたのか、それからあわせて各國の批准の見通し

等伺いたいと思います。

○藤岡政府委員 今度のIDAの第五次増資は、

かなり時間をかけまして、一年半にわたりました

拠出額で交渉したわけですが、その際

の御相談の中でどういう意見が特徴的に交わさ

れれたのか、それからあわせて各國の批准の見通し

等伺いたいと思います。

○藤岡政府委員 今度のIDAの第五次増資は、

かなり時間をかけまして、一年半にわたりました

拠出額で交渉したわけですが、その際

の御相談の中でどういう意見が特徴的に交わさ

れれたのか、それからあわせて各國の批准の見通し

等伺いたいと思います。

共存共榮、発展のために努力を払つていくのだと

いうところではなくて、日本の場合は、IMF

も鮮烈にイメージを焼きつけるようなものを打ち

出していく。そういう意味での日本としての原則

ですね。中国とかその他の国が国連の場で、对外

援助が国際的原則はこうであると、ずいぶん声高

らかに言っておりますけれども、そういうふうな

ものを打ち出すということが必要じゃないか。そ

ういう中身があつて、藤岡さんが言われていたよ

うな日本の発言権の増大が望ましいということ

にはぜひシェアを少しでもあるべき姿に近づけ

ていきたいとは思つておりますが、日本が上がり

ますとその自分がほかの国にしわ寄せになります

で、ほかの国はやはり発言権の低下をいやがる

ういうのがございますので、かなりむづかしい

交渉になるのではないかという感じを持っておる

わけでござります。

だ出してくれというときには「一％出してくれと
いうような要望がございまして、私どもはそれを
負担するのはいやだ」というわけではありません
が、それならば将来 IMF の方も上げたいといふ
希望を表明しました。その二つが特徴的なことで
はなかつたかと存じます。

口の拠出国であります米国の見通しにござましてもやはり大
きな理由でございますが、最近米国の代表と会ったところによりますと、今度は最大限の努力をしてなく
るべく早く、秋ぐらいには手続が完了できるとい
うふうに言っておりました。

○伊藤(茂)委員　IDAの融資とか事業内容とか
いうものの六〇年に設立をされまして以来の傾向
とかを前に大まかにお話を伺つたわけですが、イ
ンド、ペキスタン、バングラデシュ、インドネシ
アなど南アジアが大きなウエートを占めていると
いうことになつております。また、奇態なことに
それぞれの国全体が大変政治的にも不安定な国に
なつてゐるわけでござりますけれども、これらの国
運用の中に、日本の發言権をもつと増大させるとい
うことも必要ですが、これらの重点融資団とな
つてゐる国に非常に特徴的なことは、単に政治が
不安定だというだけではなくて、それぞれの國の
中で社会的な格差といいますか、階級的格差とい
いますか、そういうものがなかなか解消されない
という傾向が続いていることだと私は思います。
非常に困難な事情を抱えている国々、そういう性
格がやはり変わつてないといいますか、同じことではないだ
ろうか。私は先ほど申し上げたような立場から、
日本も国際協力に当たつて民主國家としてのイメ
ージを鮮烈にする、それが第一に必要ではないか
と思うし、そういうこととも関連をいたしますけ
れども、日本があるいはまた日本を含めいろいろい
るな国際機関、公的機関が援助、協力をする場
合、相手国において社会的な平等が実現される方
向に向けて協力をしていくということが非常に大
事なのではないかと思います。

れている方との国レベルの格差もなかなか消えないし、国内におけるそういう社会的な不平等というのもなかなか消えない、一方では教育程度にしてもあるいは経済的にも非常にくれている層が多数ある構造になっていると思います。ですから、特にこういう途上国に対する援助、協力の場合には、これらの融資の面でもどう配慮をしていくのかということが非常に必要ではないか。日本の場合でも、たとえばインドの農業問題などいろいろな努力もし、お金も使ってきましたけれども、やはりそういう視点が非常に強く求められるということではないだろうかと思います。これららの公的機関の場合には、何か簡単に業務報告を聞いているというだけではなくて、日本自身が積極的な努力を払えば、もっとインフォメーションもよくされるし、それから内政干渉はするわけにはまいりませんけれども、もちろんそういう姿勢ではなくてですが、他国に対して、友好国として必要なアドバイスをしていく可能性を持つていいというところであろうと思います。今までこれららの運営についても、詳しいことは国内でもほとんど報告、報道もなされていないということだと思いますが、そういう基本的な視点から、どういう角度から運営をしていくのか、あるいはそれがそれぞれどういう効果を生み出してきたのか、援助をした国も援助をされた方も、必要な時点、時点でそれを総括をして、検討を加えて次の新しい事業を取り組んでいく、そういう角度が必要なのではないかと思いますが、いかがですか。

さんございまして、昨年十月のマクナマラ総裁の演説でも特にそれを重点事項として取り上げておるわけでございます。しかし、世銀の融資方針といたしまして、受け入れ国の貧困層救済のみを考えるというものは少し問題があるのでございまして、やはり国内の社会的な格差をどうするかということはその国の政府が真剣に考えるべき問題でござりますので、それを放置して世銀等が受け入れ国の貧困層にだけ融資をするといふのは問題があろうかと思ひます。

したがいまして、世銀の融資を通じてその国社会格差をなくしつつ、その国の民生の安定、それから経済の発展とかいうふうな効果が出るよう融資をすべきであつて、出資をする私どもとしても理事を送つておるわけでござりますから、理事会の場等を通じましてそういう気持ちを反映させていくべきではないかと思つております。

○伊藤(茂)委員 時間ですからこれで質問を終わらたいと思いますが、何か大いに国際的な分野でも責任を拡大していきましょうとか発言力を増さなければならぬということと比べると、それが相手国の中で、特に相手国の非常に貧困な状態に置かれている多数の国民にとってどういう効果を及ぼすのか、相手の国の中のことと言えばそれだけですけれども、やはりそういう方面については大変——大変と言うとなんにですが、やや慎重な姿勢ではないかというふうに受け取るわけあります。これからのことを考えますと、南北問題の矛盾も格差もなかなか消えない、しかもいろいろな援助、投資をするけれども、途上国の内部での社会的諸問題も消えないということでは展望のない活動というふうなことになってしまふ危険性が大きいと思います。ですから、要望いたしまして、日本の経済力にふさわしい援助、協力の拡大をしていく、それと同時に、また一定の発言権の拡大ということも必要でございましょうけれども、その中身の問題について、私は鮮烈なイメージを与えるぐらいの、日本もずいぶん変わった、りっぱなものを出した、三原則だから五原則だか打

ち出してやるというぐらいの姿勢をもつて今後の活動に取り組まれることを強く要望しておきたいと思います。そうありますと、いま大きな問題となっている韓国の場合なんというのは、私は最も悪い例じゃないかというふうに思います。そういうことはない方向づけをとられるようになっておきたいと思うのです。

○山下(元)委員長代理 坂口力君。

○坂口委員 国際開発協会は、一九六〇年創設以来、主として貧しい開発途上国に対し融資を行ってきたわけですが、最初に、もう少し権力を広げた議論の中で、基本的なことを一つお伺いしておきたいと思うのです。

それは、援助、融資をします側の国も西側の自由主義国から、融資する対象国も現在のところ自由主義国がほとんどである、ざっと国を見せていただいたときにそう感じるわけです。経済援助というものは、は、慈善事業ではないんだという立場で、政治的なにおいといふものを非常に今後強めた中で行きかのか。それとも、この経済援助というのは、社会保障の国際版であるというような立場から、政黨を形態のいかんを問わず援助していくくという立場これからたっていくのかというのは、大きな分かれ道であると私は思うのです。現在の機構そのものはそういう形になつておりますが、将来の問題として、日本の取り組み方として、そういう論がされているのかあるいはまだしていくつもいるのかあるのかというようなことも含めて、これは非常に政治的な問題でございますので、政務次官でありましたよとも、主義主張あるいは政治形態などお伺いをしておきたいと思います。

う中で、まずどの部分に優先順位をつけ援助をしていくかということの選択というものはこれから非常に重要ななると思ひますし、いわゆる融資を受ける側の要望とそれから融資をする側の選択順位とは若干違うかもしれません。しかし、融資を受ける側が言いますままの形で融資をすることは、むしろ好ましくないことも起こり得るということは考えなければならないわけでありますし、非産油国の累積債務といふものが非常に大きな問題になつてきていますが、できる限り累積が起らぬないようにするためににはどうしていいたらいいかというような立場で運営がなされなければならぬと思つわけであります。大体向こうの、融資を受ける側の主張に沿つて融資が行われているのか、それとも第二世銀なら第二世銀の主体をもつて貸し出しが行われているのか、その辺のこところはかなりセレクトしてみえると思ひますが、どうなつておりますか。

振興、それと財政の健全化、その四つの点が必要だ、望ましいということを総裁は言っておるわけでございます。受け入れの方からいたしますと、最近、御指摘のように債務累積という問題が出てまいつておりますので、やはりそれの助けにしたいという希望があろうかと思います。また、国際機関の運営方針といたしましてもそういう面に配慮することは重要でございまして、私ども先週アジア開銀で、アジア開銀が従来やつてないなかつたプログラム援助を拡充していくのではないかという主張をしたのも、そういう点からでございます。それで、第二世銀の場合におきましては、従来からプログラム援助というのをやつておるわけでございます。たとえば、昨年度におきましてバンガラデシュに対して一億ドルの融資をしておりましたが、それはジュートと織物の生産を継続、拡大させるための必要な工業部品、化学薬品、原材料、予備部品、包装材料等を輸入するための外貨を提供するということで、このプログラム援助といふのはプロジェクト援助に対比されておりますが、何かりつけな工場みたいなものをつくりましたても、それを運転するためにまた外貨が要るということですと、累積債務の上にさらにその債務を重ねるということになりますので、やはりいま置かれております国際収支の困難を考えて部品とか原材料まで融資をしてやるというふうな温かい融資が受け入れ国としても好まれておるわけでございますので、第一世銀あるいはアジア開銀等におきましても今後この面を少し拡充してもいいんではないかと思っておるわけでございます。

思いますが、大体今までの援助で効果としてこ
ういうふうに見ているのだというような、何かそ
の辺の作業というのも行われてているのでしょうか
か。もしも行われておりましたら、ひとつ教えて
いただきたい。

○岡田政府委員 大変大きなまた重要な問題でござ
りますが、援助の効果を数量的にあらわすのは
なかなかむずかしいわけでございまして、たとえ
ば第二世銀だけとりましても今日までに約百億ド
ルの融資の約束をしておりまして、そのうち五十
七億ドル程度は実際に使用されておるわけでござ
ります。世界の方々の開発途上国に第二世銀が融
資いたしました五十七億で農業とか輸送機関、燃
料開発、そういうところで目に見える効果も上げ
ておるわけでございますが、それを通じまして開
発途上国の経済成長が上がってきた、民生の安定
に貢献しているということは言えると思います。

○坂口委員 それから先ほども触れましたが、こ
の累積債務の問題、これは特に非産油国の場合で
すけれども、最近マスコミ等の中にも、特にアメリ
リカの民間の銀行が受け持っていたものが非常に
行き詰まってきた、それに対する肩がわりとして
アメリカが日本あたりにも国際援助というものを
非常にやかましく言つてきてるのではないか、
こういう意見もあるわけあります。真偽のほど
は私もよく存じませんけれども、しかし見方によ
りましては確かに、そういう意図があるなしは別
にいたしまして、累積赤字というものがこれだけ
高まつてしまひました以上、何とかしなければな
らないという焦りがアメリカ自身にあることは
私は事実だと思うわけです。とにかく、中にはこの
新しい援助で今までの借金を返すというような
自転車操業をしていくところもあるわけでありま

針というものを立てておみえになるのか。特にこの第二世銀の場合には利子もなきに等しい非常に条件のいい金でありますから、こういう援助といふものは相手方としては望むことは当然であります。しかしこの使い方というものによりまして、ただ単にそれが累積債務の肩がわりだけに終わってしまうという場合もあり得ますし、これを返還せしめてなおかつ生活力をつける方向に使われるということもあるわけでありまして、その辺との関連はどうですか。

○藤岡政府委員 まず、アメリカの銀行の話が出ましたが、一般的な非産油開発途上国の国際収支の赤字とそれがどう埋まつたかということを申し上げますと、昨年、これは統計がいろいろございましたが、大体非産油開発途上国の経常収支の赤字は二百八十億ドル前後あつたのはなからうかと思います。そのうち外國からの贈与、直接投資、それから公的機関の長期の借款で一百五、六十億埋まつているのじやないかと思います。残りの二十億ドル程度IMFのクレジットで賄われておるわけであります。そこで経常収支の赤字は一応数字の上で埋まつておるわけでございまして、それに加えまして開発途上国は民間銀行から數十億ドルの借り入れ増、その他民間資金合わせまして百億ぐらい借りておりますと、同時に百億ドル以上の外貨準備を増加さしておるわけであります。でございますからマクロ的に見ますとかなりまだゆとりのある状態ではないかと思います。

もちろん国によりましては黒字の国もあれば赤字の国もあるわけとして、その赤字の国だけを足しますともっと大きな赤字になりますが、全体的に見ればそれはどいも危機が迫つているというふうでないわけでございます。むしろ、危ないと言つて騒ぎ出しまして民間銀行が手を引くということになりますと、それは本当に危ない事態を招くということになるわけでございます。したがいまして、アメリカの銀行の途上国に対します債権が昨年末で四百五十億ドルぐらいあるわけでござ

いまして、その大部分が石油危機後三年間ぐらいにふえた分でございます。その間アメリカの銀行としてはかなり貸し出しによる収益も上げてきたわけでございまして、それをこの段階で手を引くということはぜひしてもらいたくない。むしろIMFのウイックフェーン構想等が出来て国際協力のもとに資金が潤滑に途上国に回るということが大事ではなからうかと思います。それは一つの開発途上国に対する赤字補てんの道でございますが、やはり借金で赤字をファイナンスするといふのは限度がございますので、第二世銀のようなほとんど贈与に近いような有利な条件で融資をするという機関が一層その活動を拡充して、真に困っている国に対しましては第二世銀のような融資を与えていくということは同時に必要ではないかと思っておるわけでございます。

○坂口委員 最後にもう一つだけお聞きしたいのですが、これは民間銀行を含めて結構なんですが、累積債務というものが日本の場合受けておりますのはどのくらいございますか。

○藤岡政府委員 日本自身の对外債務でございますが、これは一番新しい数字で発表されておりましますのは三百七十七億ドル、負債を合計いたしまして五百十三億ドルになります。ただし資産の方も長、短期合わせまして五百八十三億ドルございますので、資産超過が七十億ドルというものが五十年末の状況でございます。

○坂口委員 いずれにいたしましても初めにも申しましたとおり対GNPで見ました場合に日本の援助というものがまだ十分でないことは事実でありますし、先ほど政府開発援助はまず順調にいつているというお話をございましたけれども、数字的に見ます限り横ばいもしくは若干減りぎみという数字が出ているわけでありますから、ぜひこれらの点の数字を上げるべく努力をしなければならないと思います。これだけ日本は对外的な貿易等に依存をしなければならない国でありますから、国内だけにとらわっていてはいけないわけであります

ありますし、先ほど申しましたように、むしろこらいう国際援助というものは社会保障の国際版ではないかと思うわけであります。そういう意味におきましてひとつ積極的な努力をこれからしてもらいたいと思いますし、この次の首脳会議等が開かれると、大蔵大臣も御出席のようありますけれども、ぜひそういうような場所におきましてもこういった世界的な経済状態にかかわります先進国も少なく始まるわけであります。先ほどお聞きしましたと、大蔵大臣も御出席のようありますけれども、ぜひそういうものにつきましても、ひとつ積極的な御発言をいただきたいと思います。

○小淵委員長 永末英一君。

○永末委員 IIDAに対し共産主義国が参加しておられるのでございますが、どういう政策を共産主義国はこのIDAに持つておるとわが日本国政府は判断しておりますか。

○藤岡政府委員 IIDAにはユーゴスラビア、それからベトナムが参加しております。この協定上も政治体制のいかんにかかわらず参加できることになつておりますので、他の共産圏でも申請があれば加盟する道は開かれておるわけでござります。

○永末委員 ユーゴは共産国には違ひございませんが、他の共産国とは違った性格の共産国でございまして、ベトナムの方は援助を与える側ではなくて、むしろ援助をもらう方である。問題は、援助を与える側の大きな共産主義国はなぜ加盟しないのでしょうか。どう思いますか。

○藤岡政府委員 この第二世銀は世銀の後にできて、むしろ援助をもらう方である。問題は、援助を与える側の大きな共産主義国はなぜ加盟しないのでしょうか。どう思いますか。

○高島政府委員 たゞいまの永末委員の御意見に従つておつたのでは平和は乱れるのである。日本政府も見ておらないで、機をとらえてそういう態度といふものにつきましても、ひとつ積極的な御発言をいただきたいと思ひます。

以上であります。

○永末委員 それなら留保条項をつくればまたやれるわけでございますから、何もそれだけが重要な非参加の理由であるとは私思ひませんが、IDAという国際的な組織は发展途上国に対して国際的な立場から援助が行われるきわめていい制度だとするならば、やはり援助する側も包括的に、し得る能力のあるものが全部入つて、そうして同じテーブルに着いて開発途上国への援助を相談し合うということが望ましいと私は思いますけれども、日本政府はどう思いますか。

○藤岡政府委員 いま申し上げましたように、IDAに入るためには、その前段階といたしましてIMAに入る必要もございますので、もし主導な役割をとらなければ加盟する道は開かれておるわけでござります。

○永末委員 いま申し上げましたように、IMAに入る場合には、その前段階といたしましてIMAに入る必要もございますので、もし主導な役割をとらなければ加盟する道は開かれておるわけでござります。

○永末委員 いま申し上げましたように、IMAに入る場合には、その前段階といたしましてIMAに入る必要もございますので、もし主導な役割をとらなければ加盟する道は開かれておるわけでござります。

○永末委員 たゞいまの永末委員の御意見につきましては、全く同感でございます。

○高島政府委員 たゞいまの永末委員の御意見につきましては、全く同感でございます。

○永末委員 IIDAは、融資を開発途上国から求めた場合、それに承認をする手続があろうかと思ひますが、わが国の言い分というのはどうよろしく反映するのですか。

○永末委員 融資案件につきましてはすべて世銀の理事会で審議決定をされることになつておられますので、日本は代表理事を出しておりますので、その理事を通じて日本の意見を反映させるということになります。

○永末委員 アジア・太平洋地域においては何カ国ぐらいが融資をされておりますか。

○藤岡政府委員 東アジア・大洋州では七カ国、南アジアで六カ国が融資貸与国になつております。

○永末委員 国名を挙げてください。

○藤岡政府委員 東アジア・大洋州では、台湾、インドネシア、大韓民国、パプア・ニューギニア、フィリピン、タイ、西サモア。南アジアでは、バングラデシュ、ビルマ、インド、ネパール、パキスタン、スリランカでございます。

○永末委員 いろいろな開発途上国がございますけれども、特にやはり東アジア・太平洋地域ですね、これにはほかの国はよくわからぬのであるから、われわれの方はむしろ情報が他の国々に比べればよくわかっているはずである。この辺に、わが国も多額の出資をしているわけでございますの

で、やはり十分意を用いて、これらの国々の要望にこたえて融資の促進を図るということは私は必要だと思いますが、政府はどう思いますか。

○藤岡政府委員 仰せのとおりでございます。

そこで、第二世銀は、先ほども申し上げましたように、各国の一人当たり GNP の金額、すなわち七五年で五百二十ドル以下のところにしか融資をしないということをやつておるわけでございますが、その融資適格のグループに入りながら、いま御指摘のような東アジアの諸国は必ずしも十分に借り入れができるないという事情がござりますので、私もとしては、理事を通じ、あるいは直接機会をとらえまして、東アジアの国に第二世銀の融資がもつと回るよう最近主張しておるところでございます。

○永末委員 たとえばペルニア・ニューギニアのごときは、新しく生まれた国でありまして、これらの国々の実情を十分に知りつつ、新生国の経済開発のために、日本もこれらの国際機関を通じて十分に協力すべきであると思ひますが、あなたはどう思ひますか。

○藤岡政府委員 仰せのとおりに存じます。

○永末委員 思つたらやつください。

さて、このIDAが、わが国全体の海外経済協力活動をやつておりますその中で占める部分といふのは、どれくらいのものだとお考えでございませんか。

○藤岡政府委員 一番新しい年で、七五年で申し上げますと、国際開発金融機関の融資総計八十四億ドルのうち、第二世銀が十六億五千万ドル、一九・七%のシェアを占めています。

○永末委員 わが国は種々の海外経済協力をやつておるのでございますが、それは政府のどこで統一的に見ておりますか。

○藤岡政府委員 各省にまたがっておりますが、二国間ベースの援助につきましては外務省で統一的に見ております。国際開発金融機関は、大蔵省設置法上大蔵省の所管になつておりますので、大蔵省で世銀、IMF、第二世銀、IFC、アジア

開銀、アフリカ開銀、米州開銀等を統一的に見ております。もちろんこの国際開発金融機関と二国間の援助も関係はござりますので、それにつきましては、外務省とよく連絡をしてやつておるわけあります。

○永末委員 外務省の方、見えておられますか。

○大鷹説明員 いま藤岡局長が触れられましたように、二国間援助につきましては、外務省が中心になって関係各省庁とも緊密な連絡をとつてやつておるということです。

○永末委員 二国間援助といつたいろいろあるわけですね。借款の場合もあるでございましょうし、技術協力もあるでございましょうし、あるいはここへ引っ張つてきてやることもあるでございましょうし、わが国の青年を援助で送ることもございましょうし、いろいろやつておるわけですね。外務省の外郭団体で国際協力事業団ですか、これが最近いろいろなものを一本化して、移住まで一本化してやつておるわけでございます。

そこでお伺いしたいのは、各省と緊密に連絡してやつておると言うが、たとえば二国間の援助をやる場合に、あるAという国にいろいろな系統でやつておる。いまのようにIDAの対象であった場合、IDAを通じておるのもあるだろうし、あるいは二国間でやつておるものもあるだろうし、後で通産省の人間に聞きたいだけれども、通産省がその国と経済関係のあるわが国の企業に対して援助している部面もある。そういうものは、果たして外務省は全部知っていますか。

○大鷹説明員 外務省が直接自分で担当しない、ほかの省庁が担当しておる分野につきましても、経済協力、技術協力につきましては、各省庁と緊密に連絡いたしまして、できるだけ把握するよう努めしております。

○永末委員 その緊密に連絡して把握をするのは、あたりまえのことだけれども、それは日本政府がやつておるわけでござりますから、それこそ日本政府はどつかでそれをきちっと全体の把握をし

て——これはすべて国民の税金がかかつてていることです。その税金がある意味では海外に対する支援がござります。もちろんこの国際開発金融機関と二国間の援助も関係はござりますので、それにつきましては、外務省とよく連絡をしてやつておるわけあります。

○河野説明員 先ほど藤岡局長及び大鷹参事官からお答えいたしましたように、現在の経済協力、二国間の経済協力につきましては、外務省、大蔵省、経済企画庁及び通産省の四省庁が中心となりまして緊密に連絡しつつやっておりますけれども、特に通産省といたしましては、通商政策及び資源、エネルギー問題を含む産業政策の観点から経済協力が円滑に進むよう努力をいたしております。

○河野説明員 先生御承知のように、経済協力につきましては、政府が主体となつて行う政府ベースの経済協力、それから民間リ企業が中心となつて行う民間ベースの経済協力というものがござりますけれども、通産省といたしましては、政府ベースの経済協力につきましては、外務省、大蔵省その他と共にして行つておりますほかに、特に産業を所管する官庁といたしまして、民間ベースの経済協力につきましても、これが円滑に進むよう努めをいたしております。たとえば、最近発展途上国から非常に要請がありますところの大規模プロジェクトに対する助成措置でありますとか、あるいは中小企業の海外合弁事業が円滑に進むための融資制度でありますとか、あるいはコンサルティング企業の育成でありますとか、そういう多面的な施策を進めております。

○永末委員 それは金額にいたしますと大体どれくらいの年間規模になりますか。

○河野説明員 経済協力予算につきましては、先ほど申し上げましたような各省庁にまたがつてつけられておりますけれども、通産省の経済協力予算だけを申し上げますと、年間九十一億円前後でございます。

○永末委員 経済企画庁は海外経済協力基金が所管でございますが、経済企画庁としてはどんな海外経済協力をやつておるのですか。

○愛甲説明員 経済企画庁は、先ほどから各省から御説明がございますように、四省庁の一つとしてございます海外経済協力基金の監督官庁といふ立場、第二の面は、経済企画庁は御承知のとおり経済につきましては企画総合調整官庁というございます。一つは、先生御指摘の政府借款の実施機関でござります海外経済協力基金の監督官庁といふ立場、第二の面は、経済企画庁は御承知のとおり経済につきましては企画総合調整官庁といふ立場でございますが、経済協力につきましても、その面でも関与して、各省がいろいろやつておられる経済協力については適宜協議を受ける、この二つの面があるわけでございます。

○永末委員 いま経済企画庁から、役割りの一つとして各省庁で行つている海外経済協力の総合調整という言葉がございましたが、あなたの方は大蔵省、通産省、外務省のやつていることをびしょっとまとめて方針を出してやつておられるのですか。

○愛甲説明員 ちょっとと説明が不十分だったかもしれませんのが、われわれはそういう立場から各省がやつておられることについていろいろ御相談を受けているということをございまして、何かわれわれがその上に立て取りまとめをするという立場ではございません。

○永末委員 緊密な連絡というのはやつておるのですが、その緊密な連絡をしてきちつと決めなくちゃならぬことがあるわけですね。過剰投資、過剰援助ということはないと思いますけれども、たとえば青年海外経済協力隊を送る場合にでも、そこにもし借款がついておつてそれに見合は何らかの援助があればいいと思うけれども、借款は借款の方で勝手に行つておる。それからまたいまのIDAのごときものは別の角度でまた援助が行つておる。われわれはそれに参加しておるけれども、

実は、そういうものが行つたらいいと思つてゐるにもかかわらず、それはその年度のベースに乗つてないというようなこともあるわけです。われわれは ODA の GNP 比率が悪いといって海外から悪評をこうむるわけですね。だからそれを何とかやさうとして努力をしてきたことは私も知つておりますけれども、そもそも根本に、いま各省庁お話をございましたように密接な連絡はとつておられるらしいが、一体その海外経済協力といふものに対して政府が本腰を入れて、統括的にこれをきちつと見て、そして有効な資金配分を行つてやつておるような気配が見えぬわけあります。これは政治の問題でございまして、そのお金のまとを握つておられるのは大蔵省だが、政務次官は一体いまの状態でよろしいとお考えか、それともこれはやはりちゃんとやらないかねなどといふぐれいにお考えか、そのお覚悟のところを伺いたい。

○高鳥政府委員 ただいま永末委員から非常に適切な御指導、御指摘があつたわけでございますが、各省それぞれに自分の分野においてベストを尽くしてやつておることでござりますので、大蔵省がそれを全部統括するというようなわけにもまといません。それぞれの立場を十分遺憾のないよう連絡協調を図らなければならないと思いますので、御指摘の面については今後さらにそれこそ緊密な連携をとるようにいたさせたい、このようになります。

○永末委員 これは本当は総理大臣に聞かなければならぬことでしょ。大蔵省はお金のことを見つかり見ておられるわけだが、しかし外務省というところはやはり経済協力局があるわけでしょう。先ほどお話を聞きますと、二国間はやつておるけれども、多国間は知らぬというがときお話をされども、大体外務省が海外経済協力に対しうまめになつていて、通産省が民間ベースを中心におまめになつていて、紙の量だけいきますと五対一ぐらい違うわけなんだ。しかしやはり外務省がいまのような海外経済協力について、ある意味では政策的に言えれば包括

的にお考えられる立場にあるはずである。であるならば、本来なら通産省の行つていることも十分承知の上でやつておられねばならぬのではないか。政府はまだ一元的なそういう機関をお持ちではないのであります。が、外務省は一体いまのようふやそうとして努力をしてきたことは私も知つておりますけれども、そもそも根本に、いま各省庁お話をございましたように密接な連絡はとつておられるらしいが、一体その海外経済協力といふものに対して政府が本腰を入れて、統括的にこれをきちつと見て、そして有効な資金配分を行つてやつておるような気配が見えぬわけあります。これは政治の問題でございまして、そのお金のまとを握つておられるのは大蔵省だが、政務次官は一

とお思いですか、それとも、何らかの意味でもつとわが国は、福田さんの言葉をかりますと、よそに國から信頼と尊敬の念を得たい、こういう国にしたいというお話をございますが、あなたの方がそういう馬力をかけてやつていけるとお思いですか、それとも別の機関でもつくつて総合調整をやらねばならぬ、経済企画庁のような総合調整では不十分だとお考えですか、どうでしょう。

○大慶説明員 二国間の経済協力、技術協力については外務省が中心になつておると申し上げました。同時に、多国間の経済協力の問題につきました。それでも全然ばらばらというわけではなくて、外務省としても担当の省庁から十分協議を受けてやつておりますので、そういうほかの省庁の担当のことについても十分把握しておるつもりでございま

す。それから今後のことでござりますけれども、二国間援助をいたしましても当然大蔵省、通産省、経企庁等関係の省庁とは十分協議して進むべきものでござりますので、今後とも一層連絡関係を密にして援助効果を高めていきたいと考えております。

○永末委員 質問を終わります。

○荒木委員長 荒木宏君。

○荒木委員 二、三お尋ねいたしますが、IAD の貸し出し基準につきましてたしか前にビアソン報告がありまして、一九六九年の十月だったかと

思いますが、六十数項目の指摘があり、いまそのうち三十三項目あたりついて検討が進められておりましたが、前回出資の増資の法案が本委員会で論議されましたときも、わが党同僚議員がこの点を指摘したところですけれども、その点のその

發国からのサゼスチヨンということいろいろな援助が組まれ、機関が設けられておりますけれども、私はやはりこの際きちつとした方針を立て、それをしていく政府機関というものが必要ではなかろうか、これは政務次官、政治家としてあなたに申し上げておきますから、ひとつ金を出す大蔵省の立場から、あちこちから要請があるから金を出しておこうというのではありません。それが一つの方針に基づいて、わが国がそれぞれの、われわれが援助をいたす相手方から尊敬を受け、信頼をされる、そういう行為がまたほかの先發国からも尊敬をされ、信頼を受ける、こういうことにありますと、われわれの貿易に対しまして要らざる反撃がこなくなる、こう思いますので、十分にひとつ御配慮を願いたい。

○高鳥政府委員 ただいまの永末委員の御意見につきましては全く同感でござりますので、今後ともその方向で努力をしてまいりたいと存じます。が、御承知のとおり日本は国連中心主義あるいは相手国の立場を非常に尊重しながらやつておるという姿勢でござりますので、なお一層ただいまの御意見を踏まえまして努力をいたしてまいらなければならぬと思います。大蔵省といたしましてもそういう方向で十分体制を整えてまいりたいと考えております。

○小淵委員長 荒木宏君。

○荒木委員 当時の指摘では、特にプロジェクトに偏り過ぎてゐるんじゃないかと、こういう指摘が強くなされておつたようになります。全体についての見直しということが指摘をされてお

ります。

○永末委員 私どもがいろいろな国際関係の会議等に出席をいたしましたときに、わが国の後発国に対する海外経済協力といふものにボリシーが欠けておるわけだ。すなわち、われわれがグローバルな立場に立つた場合、どの方面が日本の受け持つてあるのか、そこでは何ができるのか、わが国はわが国のほかの国にはない工業的水準がござります。われわれは資本主義国でござりますからやりようもいろいろございますけれども、そういうことはきわめて高度な政治的判断を要する。なるほどいろいろな後発国からの要請やあるいは先進国、途上国の人一人当たり国民所得格差の縮小のために I DA としてどのような努力がな

題、経済的パフォーマンスの問題、それからプロジェクトの問題、それに貧困、こういったことについて、I DA としてその後どういう検討がなされたか、わが国政府としてそれをどのように進められたかという点についての説明を伺いたいと思います。

○藤岡政府委員 ちょっと聞き取れなかったのでござりますが、第二世銀の融資基準の見直しの御質問だと存じますが、御指摘のように、借入国の信用度あるいはそのパフォーマンスあるいはそのプロジェクトの中身、それから貧困度、そういうものを考慮して融資を審査するわけでございませんが、その中で特に問題になりますのは、一人当たりの GNP 基準をどこで線を引くかということです。一九六四年には一人当たり GNP 二百五十ドル以下というふうに決めてありましたが、その後、物価上昇等を考慮して変更をしてまいりまして、六八年には三百ドル以下、七三年には三百七十五ドル以下、一九七六年には五百二十ドル以下というふうに改定されています。その他点につきましては、その後も弾力的に扱つていろいろな方向で十分体制を整えてまいりたいと考えております。

○荒木委員 二、三お尋ねいたしますが、IAD の貸し出し基準につきましてたしか前にビアソン報告がありまして、一九六九年の十月だったかと思いますが、六十数項目の指摘があり、いまそのうち三十三項目あたりついて検討が進められておりましたが、前回出資の増資の法案が本委員会で論議されましたときも、わが党同僚議員がこの点を指摘したところですけれども、その点のその

さされてきたか、また、わが國政府としてそれについてどう取り組んだか、現在結果がどうであるか、こういう点についてお聞かせ願いたいと思います。
○藤岡政府委員 第二世銀の一九〇〇年創設以来の努力にもかかわらず、借入国と先進国との経済上の格差はなかなか縮小しておらないわけでござります。昨年、世銀総会でマクナマラ総裁もこの点を指摘されまして、今後は世銀融資の一つの重点として、貧困層に対する融資を拡大したいといふことを言っておられたわけでございます。しかし、先進国と途上国の格差は、放置すると非常に

ただけましですというようなことではなくて、思
い切った、ここでも指摘されておる政策変更、そ
れに匹敵する先進国政府としての努力、これは皆
さんの方としてはどのような政策変更を打ち出そ
うとしていらっしゃるのか。これは、先進国、途
上国間の格差だけじゃなくて、途上国の国内にお
ける富裕層と貧困層の格差の格大もまた指摘され
ておりますね。同じ面の点があると思うのですけ
れども、後者の点については、結局援助が国内の
富裕層を利するだけという結果になつて失敗が大
きいと、こういう指摘もあるわけですから、それ

状況からきわめて重要視すべきことではなかろうかと思いまして、日本から出ております理事会を通じて、理事会で融資方針あるいはその融資案件が審議されますときにはそういう発言をしてもらつておるわけでござります。

それから、借入国の国内の格差にも確かに問題があるわけでござります。これにつきましては、いま御指摘のように、第一銀の融資が借入国の一部の人々を利するということになつては好ましくないわけでございまして、借入国の国全体としての民主化の向上、産業の発展に資するという立場

に、方針転換、それに対応する各国政府の努力、こういうことが言われているのですから、いまのお話では、現状はまあまあのところだ、方針は出しているけれどもそれに沿つてついていきます、こ^ういうことですから、姿勢の面でも内容の面でも少しだけぬ点があると思うのです。転換と言ふなら皆さんとしてどういう点をはっきり転換なさるか、もう一度われわれにもよくわかるようにおっしゃっていただきたいと思います。

○藤田政府委員 比較をいたします時期の取り方によって、まさにUNP全体で見るかあるハ一人

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

開いてまいりますのを、その開き方を少くとめた
というところに第二世銀の努力の跡はうかがえる
わけでございますが、確かに從来、御指摘のよう
にプロジェクト中心といふのはいわば開発援助の
オーソドックスな考え方になっておつたわけでござ
いますが、最近はもう少し幅広く、プログラム
援助あるいは商品援助にも力を入れていいんじや
ないか、日本といたしましてもそういう考え方を持
ちまして、第二世銀のみならず、先週はアジア開
銀におきましてもそういう主張をしたわけでござ
います。数値的にこの第二世銀の融資の効果を申
し上げるのはなかなかむずかしいとは存じますけれ
ども、プロジェクト以外の融資が最近かなりふ

踏上國でござりますが、ふえておつたわけでございま
す。○藤岡政府委員 まず、格差の点でちょっとと補足
させていただきますと、ごく最近でございますと
開発途上国の一人当たりG.N.P.も低下したのでござ
いますが、もう少し前の時期からとりますと、
たとえば六一年から六五年までは一人当たりG.
N.P.が、工業国では四%とえておりまして、開発
途上国は二・三%、これはO.P.E.C.を含んだ数字

○荒木委員 ちょっと数字の見方が違うように思つたのでござります。したがいまして、この融資額をいたしますときに、国内の貧困層に十分融資効果がいくように配慮をすべき必要があるうかと私は、国内の貧困層を救うのはやはりその国の政府の責任が中心でございますので、政府が何をしないで外部の機関がその国の貧困層を助けるということばかりになつてもますいわけでございまして、それは、世銀融資を通じまして国内の政策が格差の縮小に向かうように配慮すべきものと考えております。

当たりで見るかによつて、あるいはさつき開発途上国にOPECを含めて申し上げましたが、それと外すことによつていろいろ違う数字が出てくると思います。もし世銀の演説の背景となりますと、世銀の資料で申し上げますと、全体を三つに分けたて言つておるわけでござりますが、一番目が一番貧困なグループでございまして、一人当たりのGDPが百ドル以下の国、それが一九六四年には三十五カ国ございまして、平均で八十五ドルでございました。それが世銀資料によりますと、七四年にはその三十五カ国の中二十六カ国は二百ドル以下ということで、平均が百五十九ドルになつてゐる。それに対しまして第二のグループ、これは

○荒木委員 より悪くならないようにならなければなりません。それで、このままいくとますますひどくなる。だから思つた政策変更が必要ですけれども、これはちょっといただけぬ感じがするのですよ。とかくの批判があります。総裁演説でも、これじゃいかぬ。このままいくとますますひどくなる。だから思つた政策変更が必要です。だ、それに対応する先進国の努力、これが求められておるんだと。こういうことを言つておるわけですね。変更なき限りこれは改善なんてないんだと、こう言つているわけです。だから、単に格差が拡大するのを食いとめた、より悪くならなかつておるんぢやないか。これが改善なんですかね。それで、このままいくとますますひどくなる。だから思つた政策変更が必要です。だ、それに対応する先進国の努力、これが求められておるんだと。こういうことを言つておるわけですね。

〔委員長退席、小泉委員長代理着席〕
それが、六六年から七一年の五年間をとります
と、工業団は三・六%で、開発途上国も三・
六%，したがいまして、この年代におきましては
格差が若干縮小したということもあるわけでござ
います。
それから、こういう状況にこたえるために第二
世銀がどういう融資方針をとるか、あるいはど
ことが好ましいかということをございますが、ご
く最近マクナマラ総裁は、食糧増産を中心とした
農業開発、途上国の外貨収入をふやすための輸出
の拡大、人口政策、それから財政の健全化とい
ことを重点項目として挙げておられます。私ども
いたしましても、ことにそのうちの農業問題、
人口問題等は、いまの途上国の置かれておりまます

つたですが、しかし、総会で繪裁の指摘しているのはそうじやなくて、十年とれば、貧困国は一人当たりG.N.P.では一・五%しか伸びない、中所得の途上国は四%だ、先進国は史上空前だ、こう言っているのでしょう。だから、いま局長言われたのと総会の席上における論議の認識とはずいぶん違うのですよ。大体同じようにいっておりますわ、こう言うのと、三段階でうんと開いておりまさすよと繪裁が言うて論議をされているのと、かたいかないと認識が違うのじやないでしょうか。今後の見通しについてもまたしかりで、貧困国の場合には今後十年間一人頭に直して大体二%ぐらいいしかいなかつたらどう、こう言つてゐるわけですね。だから、そのままでいけばよりますよといううき落としがあるわけですから、総会論議もありますよ。

一人当たりG.N.P.が三百から五百ドルの国でございまして、これは十七ヵ国ございますが、平均四百ドルでございました。それが七四年では一人当たりG.N.P.が千百四十ドル。そのグループは非常に伸びておるわけでございます、それから一番大きな変化を見せましたのはO.P.E.C.のグループでございまして、それが一人当たりG.N.P.が六四年には三百十ドルでございましたのが、七四年には一人当たり千五百七十ドルというふうに変わつておるわけでございます。

○荒木委員 今後のとるべき政策の転換についての姿勢と内容がもうひとつはきりしなかつたううに思うのですが、個別の問題で敷衍して伺いたいですが、論議にもなつたかと思いますけれども、ベトナムは以前から加盟しているわけですね。その地

位を継承しておると聞いておりますが、ベトナムだけではありませんが、インドシナ三国に対する融資の比率、額が非常に少ない。ベトナムはたしかゼロじやなかつたですかね、私もちょっと正確じゃないんですが。これについてわが国政府としては、総務省でもありますし、第二世銀の中에서도ういうふうな方針でいらっしゃるのか、ひとつそれを聞かせていただきたいと思います。

○藤岡政府委員 世銀は、ベトナムに対しまして一月に調査団を出しまして、現状の把握とこれからの方針についての検討をしておるわけでございます。私どもいたしましても、アジア開銀の場ではすでに申したのですが、世銀におきましてもベトナムに対しましてもその国の置かれておられます特殊事情、すなわち戦災で非常な痛手をこうむつておるわけでございますから、そういうことを考慮に入れて今後融資活動を再開してもらいたいという希望は持つておるわけでございます。

○荒木委員 それで、具体的にどうなるのですか。いまIDAで伺っているのですけれども、この前アセ銀の件で質問をして答弁がありましたね。それから一日前の新聞ですか、OPECの方の協力もあって話も進んでおるというような報道も見たように思うのですけれども、世銀グループとして、全体としてベトナムに対する援助をどういうふうにしていくのかということを少し包括的に、できるだけ具体的な見通しも含めてもう一度説明していただきたい。

○藤岡政府委員 ベトナムの一人当たりのGNPはまだ低いのでございますので、世銀グループとしては、恐らく第二世銀がベトナムに対する融資を行なうことになろうかと思います。世銀が融資を行うにはもう少し経済が発展してからだと思います。それから世銀グループの中でもIFCは民間活動への支援ということでございますので、これももう少し後の段階だと思います。したがいまして、当面は第二世銀が非常にソフトな条件でベトナムに融資をするということが好ましいと思います。先般、調査団が向こうへ参りまし

て、ベトナムとして希望する分野、たとえば畜産業、林業、農業等、それに新規の案件についても幾つかの希望が出たようですが、そういうものを踏まえまして、これから具体的な融資の段取りに入るんじやないかと思います。

○荒木委員 それは一応状況の御説明ですが、皆さんとしてその件についてはどういうふうに取り組んでいかれるつもりか。もちろん、日本政府だけで決まるわけじゃございませんけれども、政府としての姿勢、方針はどうかということです。

○藤岡政府委員 世銀の融資に当たりましては、その国の政治体制に関係なく、経済的な面を審査して、プロジェクトのフィージビリティーそれから返済能力、そういったものを審査した後融資を決めるわけでございまして、その意味におきましては加盟国の中に差別はないわけでございます。

ただ、私どもがそれにちょっと加えて考えておりますのは、ベトナムが戦争で大きな災害を受けたという特殊事情がございますので、そういうところには温かい配慮をしてもしかるべきではないか、日本としてはそういう態度で臨んでおるわけでございます。

〔小泉委員長代理退席、委員長着席〕

何分、これはプロジェクトを選ぶのにも時間がかかりますので、そういうようなプロジェクトが出てまいりまして審査が進んだ段階で理事会にかかるつてまいりますので、その段階で日本としての意見を表明するということになると思します。

○荒木委員 大臣お見えになるまでというふうに伺つていまして、大体一時十分ごと伺つたものですから、これでおきたいのですが、もう一問だけお認め願いたいと思いますが、最後に、出資の方でございます。

換算の相場が二百八十一円十五銭ですか、これでなされておると聞いておるのでですが、ただ、外國為替管理法の七条によりますと、基準外國為替相場は單一のものとし、大蔵大臣が閣議の了解を得てこれを定める。これはたしかいま三百八円ですね。私はフロートがどうこうということをしま

論議するつもりは毛頭ないので、その七条四項に、「これによらないで取引してはならない。」こういうふうに規定がいまされておるわけですね。しかもそれは三年以下の懲役となつておるわけです。三百八円ということが決まっていて、それ以外の取引をしてはならぬと罰則つきで決まつておる場合のあり方としてはどうだろうか。つまり、いま国内の法律でそういうふうにきちっと決まり、いま国内の法律でそういうふうにきちっと決まります。三百八円十五銭、これはウイーンの抛出会議で決まったときのレートでございます。それから、外為法七条一項に基準外国為替相場の規定がござりますが、その趣旨は、そのときどきにおきます日本との対外取引に最も密接な関係にある国際通貨に対する円の価値基準を政府が示す、広い意味での取引の指針という意味でございまして、現在ではIMF平価と外為法上の密接な関連はなくなりました、フロートしておるわけでございます。七条四項で言つております趣旨も、個々の取引について直接規制をすると、うのではございませんので、私どもいたしましては、長期にわたりましていま決めております三百八円と違うようなレートが持続する場合にはこの三百八円のあらわしの方をどうするかという問題、それからIMFの規定が改正されましたときにはどういう為替相場政策を日本がとるかということとの関連で考えてみたいと思いますが、現在外為法の七条との関係で特別の問題があるとは思っていないわけでござります。

○小潤委員長　この際、航空運送貨物の税関手続の特例等に關する法律案を議題といたします。本案につきましては、去る二十二日質疑を終了いたしております。

これより討論に入るのではあります、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。航空運送貨物の税関手続の特例等に關する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小潤委員長　起立總員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小潤委員長　次に、先刻質疑を終了いたしました国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。これより討論に入るのではあります、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する決議案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○小潤委員長　ただいま議決いたしました本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブを代表して山下元利君外四名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。山田恵司君。

○山田(社)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

その一つとして、発展途上国の累積債務に対する配慮であります。

その二つは、国際通貨基金の増資などにあつてのわが国の努力についてであります。

その詳細については案文で尽されておりますので、朗読をもって説明いたします。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に対する附帯決議案

一 発展途上国の累積債務が増大しつつある現状にかんがみ、わが国も国際的に應分の負担をすることによつて、発展途上国の経済開発ならびに生活水準の向上に資するよう努力すべきである。

二 國際通貨基金の任務の重大性にかんがみ、その増資などに当つては政府は、最近における各國の經濟の実体が反映されるよう努めるべきである。

以上であります。

(拍手)

○小淵委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

お詫びいたしました。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。坊大蔵大臣。

○坊大蔵大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては御趣旨に沿つて十分努力いたしたいと存じます。

○小淵委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委

員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小淵委員長 この際、連合審査会開会申し込み件についてお詫びいたします。

ただいま法務委員会において審査中の内閣提出、参議院送付、社債発行限度暫定措置法案について、法務委員会に連合審査会の開会の申し入れを行いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、開会日につきましては、法務委員長と協議の上、公報をもつてお知らせいたします。

理由

6 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、二千二百三十億六千三百八十万円の範囲内において出資す

ることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国際開発協会の出資の額が増額されることとなるのに伴い、我が国が出資するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

（昭和三十五年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

6 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、二千二百三十億六千三百八十万円の範囲内において出資す

昭和五十一年五月十一日印刷

昭和五十一年五月一百發行

衆議院事務局

印刷者
大蔵省印刷局